

大阪市条例第50号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
別表第2（第3条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第2（第3条関係） 〔表 別紙1 挿入〕

備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和8年2月24日から施行する。

[別表第2 別紙1]

項目番号	執行機関	事務	特定個人情報
[同左]			
[新設]			
<u>19の2</u>	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]			

[別表第2 別紙2]

項目番号	執行機関	事務	特定個人情報
[略]			
<u>19の2</u>	市長	<u>健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は厚生省通知の定めるところによる生活保護の措置に関する情報であって市規則で定めるもの</u>
<u>19の3</u>	[略]	[略]	[略]
[略]			